

アシスタント規約

第1条 総則

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会（以下、「協会」という）は、アイブロウに関する知識・技術の普及とアイブロウ技術者の技能の向上を図る為、協会が定めた理念に基づき、アシスタント制度を設け諸々の基準について本規約を定める

1. 目的

本規約は、協会が設置・運営する認定校制度および認定講師を目指す講師育成の一環として、アシスタントと協会との間において適用され
また、アシスタントの活動条件等の遵守すべき事項について定め、すべてのアシスタントと協会との間において適用される

2. 定義

- (1) 理容師免許若しくは美容師免許有していること
- (2) 協会の会員であること（賛助会員を除く）
- (3) アイブロウに関する知識・技術ともにアシスタント基準を満たしてしている
- (4) 協会の理念・方向性に基づき教育者としての向上心のある行動ができる
- (5) 協会のアシスタントメンバーとして高い志を持ち、安心・安全なアイブロウ技術普及と発展に貢献できる
- (6) 協会イベントへの積極的な参加により、協会の活動を支えるとともに、アイブロウ技術者の育成に努めることができる

3. アシスタントの種別

アシスタントは、活動の対象コースに応じて以下に分類される

- (1) 本部アシスタント：ワキシング3級・2級・1級の全コースに対応
- (2) 美容学校専門アシスタント：ワキシング3級（眉シート・マネキン）に特化
- (3) 一般アシスタント：ワキシング2級・1級コースに対応

第2条 アシスタントの申請基準

アシスタント申請をする者はアイブロウ教育を実施するにあたり、次の要件をすべて満たしていなければならない

1. 協会の指定カリキュラムを修了していること
2. ワキシング1級のライセンスの取得者
3. アシスタント申請書が協会で受理され、協会理事との面談が終了した者

第3条 辞退

アシスタントは、辞退を希望する日の1ヵ月前までに書面を協会に届け出ることにより、辞退することができる

ただし、未払いの会費等がある場合は、アシスタントは辞退後も協会に対する未払い分の支払いを免れない

第4条 資格の取り消し

協会は、アシスタントが第2条の各項に反する場合及び次の各号の1つに該当すると認めた場合、資格を取り消すことができるものとする

- (1) 協会の名誉を著しく傷つける行為、またはアシスタントとしての品格を損なう行為があった場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 本規約又は、その他協会が定める規約等に違反した場合
- (4) 協会の書面による許可を得ず、アシスタントの活動とは関係のない「物事の営業及び勧誘行為」を協会会員に対して行った場合
- (5) その他、協会がアシスタントとして不適切と認める相当の事由が発生した場合

第5条 会費

アシスタントは、協会が別に定める「会費・認定料規程」に従い、所定の年会費を納入しなければならない。会費の金額および納入方法は会費・認定料規程に準ずる

第6条 規約の追加・変更

本規約の改定または未定義事項は、社員総会の決議により変更・補足され、Web サイトまたは電子メール等によって通知する。なお、本規約は予告なく追加・変更することがある

第7条 個人情報の利用

個人情報は機構の運営上必要とする第三者（印刷・配送・製作等の事業者）に提供することがある

また、講師の紹介及び入退会の告知を兼ね、協会ホームページ等に氏名等を掲載することがある

本規約は、2025 年 4 月 1 日より施行する

本規約は、2026 年 4 月 14 日に一部改定する